

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 6 日

金 曜 日

第 3880 号

目 次

告 示

- | | |
|--|---|
| ○道路の区域変更 | 1 |
| ○道路の供用開始 | 2 |
| ○車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法の公示 | 3 |

公 告

- | | |
|------------------------|---|
| ○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 | 4 |
|------------------------|---|

告 示

富山県告示第88号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 6 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 宇奈月大沢野 線	魚津市袋 160番2から 魚津市横枕 769番まで	変更前		最大 10.5 最小 6.9	772.0	新川土木 センター
		変更後		最大 16.7 最小 9.5	772.0	

県道 流杉双代線	富山市横内字清水田三番 401番3地先から	変更前	最大 7.6 最小 6.5	116.2	富山土木 センター
	富山市横内字清水田三番 405番11地先まで	変更後	最大 9.4 最小 8.4	116.2	
県道 立野鴨島線	高岡市羽広二丁目6番2地 先から	変更前	最大 11.4 最小 7.5	15.2	高岡土木 センター
	高岡市羽広二丁目6番1地 先まで	変更後	最大 13.4 最小 8.2	15.2	
県道 高岡庄川線	高岡市戸出春日 645番地先 から	変更前	最大 8.8 最小 6.2	370.0	高岡土木 センター
	高岡市戸出春日 616番地先 まで	変更後	最大 12.4 最小 6.8	370.0	
県道 高岡砺波線	高岡市戸出放寺53番1地先 から	変更前	最大 11.7 最小 6.9	420.0	高岡土木 センター
	高岡市戸出放寺 121番地先 まで	変更後	最大 14.1 最小 8.1	420.0	
国道 471号	小矢部市清水3515番1から	変更前	最大 18.4 最小 9.5	128.1	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	南砺市岩武新 379番1まで	変更後	最大 20.4 最小 13.7	128.1	

富山県告示第89号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条

第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 3 月 6 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 宇奈月大沢野 線	魚津市横枕 728 番 3 から 魚津市横枕 769 番まで	平成 27 年 3 月 6 日	新川土木 センター
県道 流杉双代線	富山市横内字清水田三番 401 番 3 地先 から 富山市横内字清水田三番 405 番 11 地先 まで	平成 27 年 3 月 6 日	富山土木 センター
県道 立野鴨島線	高岡市羽広二丁目 6 番 2 地先から 高岡市羽広二丁目 6 番 1 地先まで	平成 27 年 3 月 6 日	高岡土木 センター
国道 471 号	小矢部市清水 3515 番 1 から 南砺市岩武新 379 番 1 まで	平成 27 年 3 月 6 日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

富山県告示第 90 号

車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定による道路の指定及び同令第 10 条第 1 項の規定による通行方法の公示について

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、政令第 10 条第 1 項の規定により当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 政令第 3 条第 1 項第 3 号の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 八幡田稲荷線	富山市東町一丁目 7 番 6 から 富山市豊田町二丁目 117 番 6 まで

2 政令第10条第1項の規定により定める車両の通行方法

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年3月6日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

高級揮発油 予定数量 7,000リットル

普通揮発油 予定数量 64,000リットル

軽油 予定数量 14,000リットル

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成27年4月1日から平成27年9月30日まで

(4) 納入場所

富山県出納局総務会計課が指定した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成26年富山県告示第163号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 富山県庁本庁舎を起点として、半径3km以内に2以上の給油所を有し、かつ、そのうち少なくとも半径2km以内に1給油所を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、平成27年3月17日正午までに入札説明書に定める入札申込書を、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課 用度管理係

電話 076-444-3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成27年3月6日から3月13日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

平成27年3月17日 正午

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札の日時 平成27年3月23日 午後1時30分

- (2) 開札の場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、平成27年3月20日午後5時15分までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 高級揮発油及び普通揮発油

1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 軽油

1 リットル当たりの単価により行う。落札金額は、入札書に記載された金額から軽油引取税の額を控除した金額に、当該金額の 100 分の 8 に相当する額及び軽油引取税を加算した金額（1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税の額を控除した金額の 108 分の 100 に相当する金額に、軽油引取税の額を加算した金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(3) その他詳細は、入札説明書による。